

日行連発第435号  
平成29年8月10日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
許認可業務部  
部長 矢野 浩司

#### 自動車登録関係手続における法定相続情報証明制度の利用について

平成29年5月29日より、全国の法務局において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしております。

行政書士は、事実証明に関する書類である相続関係説明図の作成を独立した業務として遂行することが出来る資格者であり、本会としても本制度の積極的な推進を図っております。

自動車登録関係手続においては、登録名義人が死亡した場合の移転登録申請について、自動車登録令第18条により、戸籍謄本等又は「これを証するに足るその他の書面」を添付しなければならないとされておりますが、この場合にも当該書面として「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を利用いただくことが可能となっております。

各単位会におかれましても、各会員への周知等を図られたく、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省より各運輸局に周知されておりますので、あわせてご承知おきください。

#### 【参考】

法務省 HP 「法定相続情報証明制度」について  
([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00284.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html))

以 上